

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その日に
休日、または
日曜日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）
土地改良区の役員の就退任（農村整備課）
開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- ◇ 選 管 告 示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇ 雑 報 平成八年度宅地建物取引主任者資格試験の実施（住宅課）

告 示

鳥取県告示第四百三号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 田 耕 米子市皆生一六七二一

井 上 万吉男 米子市東福原六丁目一四一四五

大 田 節 夫 米子市西福原八丁目一七

大 先 進 米子市西福原八丁目七一二四

永 見 新一 米子市両三柳二一八五

平 本 睦 夫 米子市上福原一一八四

監 事 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目一三一一三

八 幡 淳 米子市上福原五六三

平成八年四月五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井 上 万吉男 米子市東福原六丁目一四一四五

名称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人 真誠会	米子市河崎五八〇	訪問看護ステーション ネットケア	米子市河崎 五九〇一二	平成八年 五月二十七日

〃 永 見 新 一 米子市両三柳二一八五
 〃 大 先 進 米子市西福原八丁目七―二四
 〃 中 田 耕 米子市皆生一六七二―一
 〃 大 田 節 夫 米子市西福原八丁目一―七
 〃 山 根 幸 泰 米子市上福原一五四三
 〃 竹 本 俊 雄 米子市上福原九八二―四
 〃 大 太 敬 二 米子市西福原六丁目一三一―二三
 平成八年四月六日就任 任期四年

鳥取県告示第四百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成六年十一月二十八日 鳥取県指令受都計三一三第五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡三朝町大字森字上天神谷及び字下天神谷
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東伯郡三朝町大字大瀬九九九―二
三朝町長 安 田 真一郎

鳥取県告示第四百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成七年十二月二十八日 鳥取県指令倉土維十第五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
東伯郡羽合町大字長瀬字流田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市山根六三七―五

有限会社 杉本地所

代表取締役 杉 本 功

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年六月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表中「日野郡厚生農業共同組合連合会日野病院」を「日野病院

組合 日野病院」に改める。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年6月7日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別 区分	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	平成8年7月4日 午前10時00分から 午後4時00分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に 住居する者

種別 区分	日 時	場 所	受講対象者
経験者講習	平成8年7月11日 午前1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋 の各警察署の管内に 住居する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考 査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,000円

イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携 行 品

筆記用具及び印鑑

雑 報

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成8年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成8年6月7日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 大 津 留 温

- 1 試験の日時 平成8年10月20日(日)午後1時から午後3時まで
- 2 試験の場所 鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校
- 3 試験の内容
 - (1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する事
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関する事
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関する事
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関する事
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関する事
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関する事
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関する事
 - (2) 出題法令の適用期日 平成8年4月1日現在施行している法令
- 4 試験の方法及び出題数
 - (1) 方 法 4肢択一式の筆記試験による。
 - (2) 出題数 50問
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
 - (1) 配布期間 平成8年7月8日(月)から同年8月2日(金)までとする。ただし、土

曜日及び日曜日は除く。

- (2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取、倉吉及び米子の各土木事務所建築住宅課

7 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 7,000円
- (2) 納付方法 受験申込前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと（払込手数料は、本人負担とする。）

8 受験申込み

- (1) 申込期間及び時間 平成8年7月29日(月)から同年8月2日(金)までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (2) 申込場所 次の場所にて、(3)の書類を持参すること。なお、郵送による申込みは受け付けない。

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市富安二丁目69
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市宮川町179-4
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市日久美町34-17

(3) 提出書類

- ア 受験申込書（裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替振込受付証明書をはったもの）

- イ 写真1葉（受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦5センチメートル、横5センチメートルのもの）

9 合格発表

- (1) 発表の期日 平成8年12月4日(木)
- (2) 発表の方法 前記申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会

(鳥取市富安二丁目69 鳥取たばこ販売ビル2階 電話0857-23-3569)